

妊産婦の新型コロナウイルス感染症への産科クリニック等での対応

日本産婦人科医会 会長 木下勝之

副会長 平原史樹

常務理事 中井章人

幹事 倉澤健太郎

- 自施設で管理困難な場合、妊婦で新型コロナウイルス感染症(疑い)症例が生じたら自施設へは来院はさせず、各地区の保健所、帰国者・接触者相談センター等に、本人もしくは医療機関から問い合わせる指示を受けるようにして下さい(フロー図参照)。
- その後、陽性症例等が生じた際には最終診断した施設から保健所へ通報され、以降はすべて保健所の指示で患者の移送、入院を行うこととなっておりますので、産科診療情報等を遅滞なく受け入れ医療機関へ伝達するなど密な連携をお願いします。
- また、新型コロナウイルス感染症患者の大幅増に備えて各都道府県当局でそれぞれに医療機関の調整(指定)を現在行っており、搬送、入院、退院等は各保健所の指示で行われることになることもご理解下さい。
- なお、出産を行う場合は、施設機能に応じた対応になりますが、感染の拡大状況によっては、原則、帝王切開とすることもやむを得ません。出産後は母子を分離し、新生児は一定期間(14日間程度)、クベース、個室等で経過観察することが推奨されています。

詳細は次ページ以降をご覧ください。